

【資料 8】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 8 年 1 月 30 日

【議題 8】

うみがめの採捕に係る委員会指示について（協議）

うみがめの採捕に係る委員会指示について

鹿児島海区漁業調整委員会事務局

うみがめの採捕に係る委員会指示については、有効期間が令和8年3月31日をもって満了することから、下記のとおり取り扱うこととしたい。

記

1 委員会指示の取扱いについて

- (1) 国際的なうみがめ保護の動きが続いている中、引き続き、同様の内容で指示を发出する。
- (2) 指示の有効期間については、令和8年4月1日から3年間とする。

2 指示内容

新旧対照表（案）のとおり

3 参考

(1) 指示の概要

① 当初発出時期

平成4年度（初回のみ1年，以後3年ごとに更新）

② 内容

うみがめ（アオウミガメ，アカウミガメ及びタイマイ）の採捕を禁止する。ただし，試験研究の用に供しようとする者等で，海区漁業調整委員会の承認を受けた者はこの限りではない。

(2) 過去5年間における本海区での承認状況について

なし

（直近では平成23年度に鹿児島水族館へ承認した例あり）

(3) うみがめの実態，上陸数等について

別添「参考資料」のとおり

鹿児島海区漁業調整委員会指示第7-●号

鹿児島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和8年●月●日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

（定義）

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。

（採捕等の制限）

- 2 鹿児島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、鹿児島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者

（採捕期間の制限）

- 3 2の承認を受けた者（2の(1)は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。

（雌うみがめの採捕の禁止）

- 4 2の承認を受けた者であっても、雌うみがめの採捕をしてはならない。

（承認証の交付）

- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。

（承認証の携帯）

- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。

（承認の取消し）

- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。

（取扱要領）

- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

(所持又は販売の禁止)

9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ(標本及び剥製を含む。)を所持し,又は販売してはならない。

(指示の有効期間)

10 この指示の有効期間は,令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（鹿児島海区）

鹿児島海区漁業調整委員会指示第7-●号(以下「委員会指示」という。)に基づくうみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いは委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。

(承認の申請)

第1 委員会指示の2の規定により、うみがめ(うみがめの卵を含む。以下同じ。)の採捕の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、うみがめ(の卵)採捕承認申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、鹿児島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属する漁業協同組合の代表理事組合長の意見書
- (4) 漁業協同組合の組合員以外の者にあっては、申請者の居住する市町村の長の意見書
- (5) 住民票の写し(ただし、法人にあっては登記事項証明書)
- (6) その他委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

(承認基準)

第2 委員会指示の2の(3)のその他委員会が特に認める者とは、申請者自らがうみがめを採捕し、はく製等を販売して生計を立てている者に限る。

(承認証)

第3 委員会指示の5の承認証は、別記第2号様式によるものとする。

(承認の有効期間)

第4 採捕の承認の有効期間は、当該採捕の承認の日から当該採捕の承認の日の属する年度の末日までとする。

(うみがめの承認数)

第5 採捕の承認に係るうみがめの採捕の予定数の総数は、単年度毎に委員会が別に定める数以下とする。

(承認内容の変更)

第6 採捕の承認を受けた者が、当該承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめうみがめ(の卵)採捕承認証書換え申請書(別記第3号様式)により、委員会に申請しなければならない。

(承認証の再交付)

第7 採捕の承認を受けた者は、うみがめ(の卵)承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその理由を付してうみがめ(の卵)採捕承認証再交付申請書(別

記第4号様式)により、委員会に再交付を申請しなければならない。

(報告書の提出)

第8 採捕の承認を受けた者は、有効期間の終了後又は承認を受けた採捕の予定数に到達後速やかにうみがめ(の卵)採捕報告書(別記第5号様式)を委員会に提出しなければならない。

(要領の改正)

第9 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

うみがめの採捕についての指示 新旧対照表 (案)

更新 (案)	現行	備考
<p>鹿兒島海区漁業調整委員会指示第7-●号 鹿兒島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>令和8年●月●日</p> <p>鹿兒島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(指示の有効期間) 10 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。</p>	<p>鹿兒島海区漁業調整委員会指示第4-2号 鹿兒島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>令和5年1月20日</p> <p>鹿兒島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(指示の有効期間) 10 この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。</p>	<p>発出日の更新</p>

令和7年9月
水産振興課漁業監理係

ウミガメによる漁業被害実態調査とりまとめ結果

調査期間：令和6年度の被害状況（調査実施：令和7年6月～8月）
調査対象：県内沿海67漁協・支所
調査方法：調査票への記入後，FAX等により回答

【被害概況】

被害あり：17漁協※支所含む（R6：17漁協）

被害傾向

増加…7漁協	(R6：9漁協)
減少…2漁協	(R6：2漁協)
変化無し…17漁協	(R6：17漁協)

【被害発生海域】

甌島，錦江湾口，薩摩半島南方，大隅半島，熊毛・奄美海域，三島村近海 等

【漁業種類別の被害魚種・被害状況】

漁業種類	被害割合 (%)	1漁協あたりの被害最高額(万円)		主な被害魚種
		漁獲物	漁具	
かご網	30～70%	299	90	バイ貝，カニ
追込網	10%	175	10	タカサゴ，クマササハナムロ
かかり網	10～30%	100	25	アサヒガニ

※被害最高額は各漁業種類別に最も被害が大きかった漁協の被害金額を記載

※被害額は漁協に聞き取りによるもの

【被害発生時の状況】

- ・網やカゴを損傷する。
- ・漁獲物を食いちぎる
- ・イカシバに産み付けられたアオリイカの卵が食害に遭う
- ・生育初期のもずくが食害に遭う

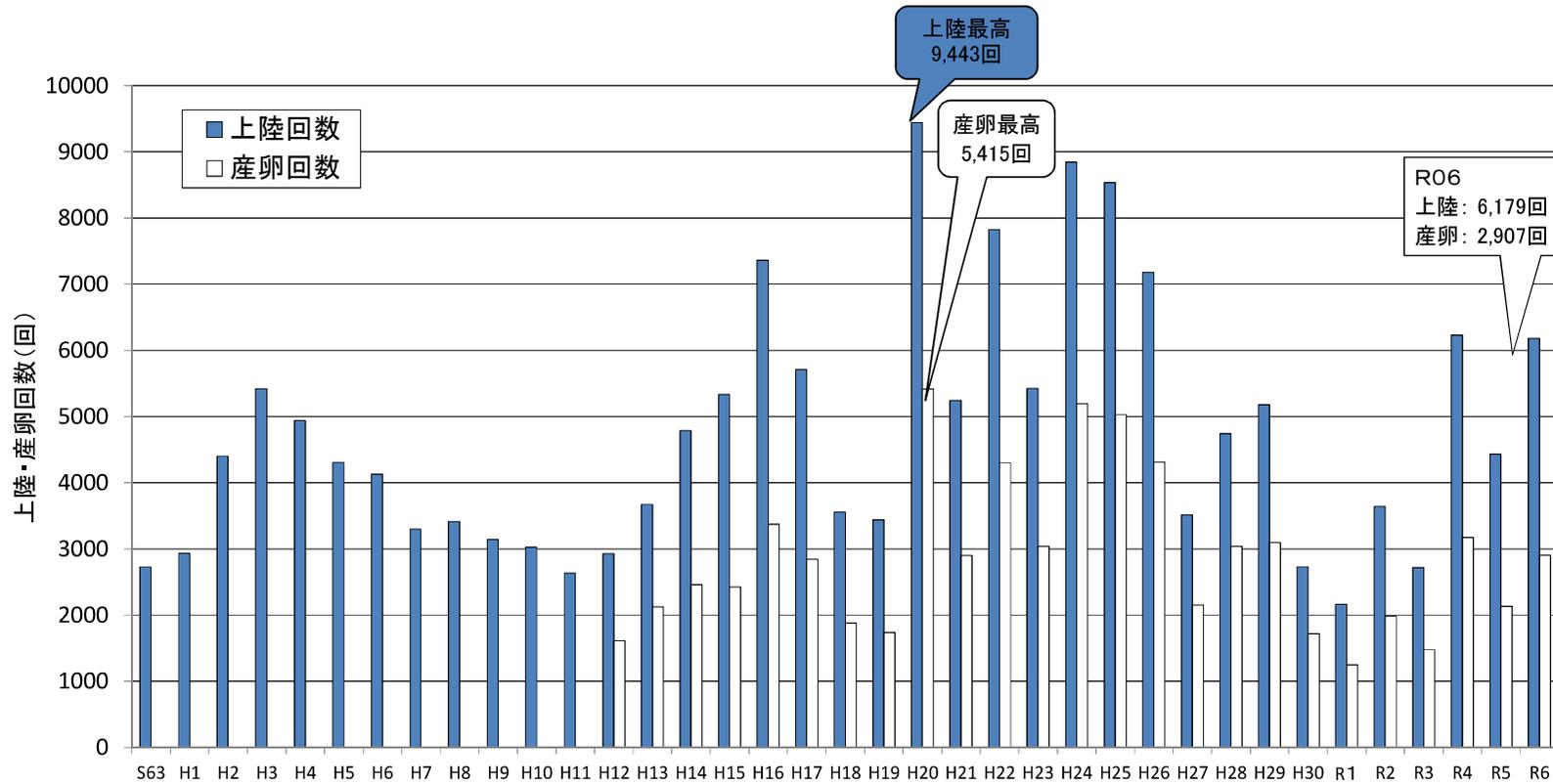
【混獲の状況】

- ・定置網で，年間10～20匹ほど混獲あり（甌島漁協鹿島支所，内之浦漁協）

【意見・要望など】

- ・イルカ同様，一定の駆除を実施すべきと感じる（名瀬漁協）
- ・藻場の減少は，ウミガメによる被害（与論町漁協）

鹿児島県におけるウミガメの上陸、産卵確認回数の推移(S63～R6)



※S63～H11は、産卵状況確認調査の記録なし。

※各市町村が委嘱したウミガメ保護監視員及びボランティアによる監視活動等を通じて把握した上陸・産卵確認数を基に集計したものであり、本県における総数を表すものではない(各調査年で調査体制や努力量が異なる場合がある)。